<訪問看護>

介護保険※訪問看護

サービス内容		保険単位	金額	自己負担額	
			体族手位	並設	1割
		20分未満	313単位	3,480円	348円
	看護師によ	30分未満	470単位	5,226円	523円
昼間	る場合	30分以上1時間未満	821単位	9,129円	913円
(午前8時		1時間以上1時間30分未満	1,125単位	12,510円	1,251円
~午後6時)		20分未満	282単位	3,135円	314円
	准看護師に	30分未満	423単位	4,703円	471円
	よる場合	30分以上1時間未満	739単位	8,217円	822円
		1時間以上1時間30分未満	1,013単位	11,264円	1,127円
早朝		20分未満	391単位	4,347円	435円
(午前6時	看護師によ	30分未満	588単位	6,538円	654円
~午前8時)	る場合	30分以上1時間未満	1,026単位	11,409円	1,141円
夜間		1時間以上1時間30分未満	1,406単位	15,634円	1,564円
		20分未満	353単位	3,925円	393円
(午後6時	准看護師に	30分未満	529単位	5,882円	589円
~午後10	よる場合	30分以上1時間未満	924単位	10,274円	1,028円
時)		1時間以上1時間30分未満	1,266単位	14,077円	1,408円
		20分未満	470単位	5,226円	523円
	看護師によ	30分未満	705単位	7,839円	784円
深夜	る場合	30分以上1時間未満	1,232単位	13,699円	1,370円
(午後10時		1時間以上1時間30分未満	1,688単位	18,770円	1,877円
~午前6時)		20分未満	423単位	4,703円	471円
	准看護師に	30分未満	635単位	7,061円	707円
	よる場合	30分以上1時間未満	1,109単位	12,332円	1,234円
		1時間以上1時間30分未満	1,520単位	16,902円	1,691円
	理学療法士	20分	293単位	3,258円	326円
昼間	等 による場	40分	586単位	6,516円	652円
	合	60分	792単位	8,807円	881円

本サービスの利用をキャンセルされる場合、以下の連絡先まで至急ご連絡ください。キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

【連絡先】06-6476-9790

前々日の17時までのご連絡の場合…キャンセル料は不要です。

前々日の17時までにご連絡のない場合…費用総額の30%を請求いたします。

前日の17時までにご連絡のない場合…費用総額の100%を請求いたします。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

※利用者のご都合により、当日サービス提供時間を短縮された場合は、前日の17時までにご連絡のない場合に準じて、 費用総額の100%を請求いたします。

介護保険※介護予防訪問看護

サービス内容			保険単位	金額	自己負担額
			体族手位	亚钒	1割
		20分未満	302単位	3,358円	336円
	看護師によ	30分未満	450単位	5,004円	501円
昼間	る場合	30分以上1時間未満	792単位	8,807円	881円
(午前8時		1時間以上1時間30分未満	1,087単位	12,087円	1,209円
~午後6時)		20分未満	272単位	3,024円	303円
	准看護師に	30分未満	405単位	4,503円	451円
	よる場合	30分以上1時間未満	713単位	7,928円	793円
		1時間以上1時間30分未満	978単位	10,875円	1,088円
早朝		20分未満	378単位	4,203円	421円
(午前6時	看護師によ	30分未満	563単位	6,260円	626円
~午前8時)	る場合	30分以上1時間未満	990単位	11,008円	1,101円
夜間		1時間以上1時間30分未満	1,359単位	15,112円	1,512円
		20分未満	340単位	3,780円	378円
(午後6時	准看護師に	30分未満	506単位	5,626円	563円
~午後10	よる場合	30分以上1時間未満	891単位	9,907円	991円
時)		1時間以上1時間30分未満	1,223単位	13,599円	1,360円
		20分未満	453単位	5,037円	504円
	看護師によ	30分未満	675単位	7,506円	751円
深夜	る場合	30分以上1時間未満	1,188単位	13,210円	1,321円
(午後10時		1時間以上1時間30分未満	1,631単位	18,136円	1,814円
~午前6時)		20分未満	408単位	4,536円	454円
	准看護師に	30分未満	608単位	6,760円	676円
	よる場合	30分以上1時間未満	1,070単位	11,898円	1,190円
		1時間以上1時間30分未満	1,467単位	16,313円	1,632円
	理学療法士	20分	283単位	3,146円	315円
昼間	等 による場	40分	566単位	6,293円	630円
	合	60分	426単位	4,737円	474円

本サービスの利用をキャンセルされる場合、以下の連絡先まで至急ご連絡ください。キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

【連絡先】06-6476-9790

前々日の17時までのご連絡の場合…キャンセル料は不要です。

前々日の17時までにご連絡のない場合…費用総額の30%を請求いたします。

前日の17時までにご連絡のない場合…費用総額の100%を請求いたします。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

※利用者のご都合により、当日サービス提供時間を短縮された場合は、前日の17時までにご連絡のない場合に準じて、 費用総額の100%を請求いたします。

介護保険※定期巡回随時対応訪問介護看護

	看護師によ	要介護1, 2, 3, 4の場合	2,954単位	32,848円	3,285円
1月	る場合	要介護5の場合	3,754単位	41,744円	4,175円
につき	准看護師に	要介護1, 2, 3, 4の場合	2,895単位	32,192円	3,220円
	よる場合	要介護5の場合	3,695単位	41,088円	4,109円
訪問看護特別指示減算(指示期間の日数につき減算)			97単位	1,078円	108円

登録期間が1月に満たない場合

	看護師によ	要介護1, 2, 3, 4の場合	97単位	1,078円	108円
1日	る場合	要介護5の場合	123単位	1,367円	137円
につき	准看護師に	要介護1, 2, 3, 4の場合	95単位	1,056円	106円
	よる場合	要介護5の場合	122単位	1,356円	136円

加算

サービス内容	保険単位	金額	自己負担額
ゲービス内台	体授手位	並供	1割
☑ 緊急時訪問看護加算	574単位	6,382円	639円
□ 特別管理加算 I (注 1)	500単位	5,560円	556円
□ 特別管理加算Ⅱ(注2)	250単位	2,780円	278円
□ ターミナルケア加算	2,000単位	22,240円	2,224円
□ 訪問看護初回加算	300単位	3,336円	334円
□ 退院時共同指導加算	600単位	6,672円	668円
□ 看護介護職員連携強化加算	250単位	2,780円	278円
□ 体制強化加算 I	550単位	6,116円	612円
□ 体制強化加算 II	200単位	2,224円	223円
□ サービス提供体制加算 I 1(注 3)	6単位	66円	7円
□ 提供体制加算Ⅱ1(注3)	3単位	33円	4円

- 注1 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテー テルを使用している状態
- 注 2 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

注3

- ・看護師ごとに研修計画を作成し、計画に従い、研修を実施していること
- ・利用者に関する情報伝達、サービス提供に当たっての留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること
- ・すべての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施していること
- ・看護師等の総数のうち、加算 I の場合は勤続7年以上、加算 II の場合は勤続3年以上の職員の占める割合が100分の30以上であること
- ※ 加算1は指定訪問看護ステーションの場合、加算2は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を 行う場合

注4

- ・算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ)における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。
- ・算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める 割合が100分の20以上であること。
- ・算定日が属する月の前12月において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が、加算 I の場合は5名以上、加算 II の場合は1名以上であること。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

【特別訪問看護指示書の説明】

主治医(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

医療保険※訪問看護

後期高齢者		1割~	3割 (一定所得の方) 1割~3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者	1割~3割 (一定所得の方)	
1)连/永/木/火	四氏性冰体突	一般患者	3割 (義務教育就学前までは2割)	

- ※ 受給者証の種類によっては公費負担が適応になり、負担が軽減される場合があります。

ー回の訪問は基本30分から1時間30分(標準1時間以内)、週3日まで(疾病によっては週4日以上可能)となります。			
	基本利用料金明細		
訪問看護基本医療費 I (1日1回につき)	(看護師による場合) 週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円 (悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の 研修を受けた看護師による場合) 12,850円 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合) 5,550円		
訪問看護基本療養費 II (1日1回につき)	(看護師による場合) ・同一日に2人 週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円 ・同一日に3人以上 週3日目まで 2,780円 (悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合) 12,850円 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合) ・同一日に2人 5,550円 ・同一日に3人以上 2,780円		
訪問看護基本療養費Ⅲ (入院中の一時外泊)	1回 8,500円 (疾病によっては2回が限度)		
訪問看護管理療養費	月の初日 7,440円 2日目以降 3,000円		
精神科訪問看護基本療養費 I	(看護師、作業療法士による場合) 週3日目まで30分以上の場合 5,550円 週3日目まで30分未満の場合 4,250円 週4日目以降30分以上の場合 6,550円 週4日目以降30分未満の場合 5,100円		
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ	(看護師、作業療法士による場合) ・同一日に2人 週3日目まで30分以上の場合 5,550円 週3日目まで30分未満の場合 4,250円 週4日目以降30分よ満の場合 6,550円 週4日目以降30分未満の場合 5,100円 ・同一日に3人以上 週3日目まで30分以上の場合 2,780円 週3日目まで30分未満の場合 2,130円 週4日目以降30分未満の場合 3,280円 週4日目以降30分未満の場合 2,550円		
精神科訪問看護基本療養費IV (入院中の一時外泊)	1回 8,500円 (疾病によっては2回が限度)		

夜間・早朝訪問看護加算 (6時〜8時・18時〜22時)	2,100円		
深夜訪問看護加算	4,200円	- 指定訪問看護を行った場合に所定額に加算します。	
(22時~6時)			
長時間訪問看護加算 (週1回限り)	5,200円	長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の訪問看護の時間が9 を超えた場合、週1回に限り加算を算定できる。(注1)	
複数名訪問看護加算 (週1回限り)	(看護師等による場合) 同一建物内 1人又は2人 4,500円 3人以上 4,000円 (准看護師に建物内 1人又は2人 3,800円 3人以上 3,400円 (その他職員の場合) 同一又は2人 3,000円 3人以上 2,700円 (その他職員で、別に厚労省 が定める場合) 1日1回物内 1人又は2人 3,000円 3人以上 2,700円 1日2回訪問 同一建物内 1人又は2人 6,000円 1日2回訪問 同一建物内 1人又は2人 6,000円 3人以上 5,400円 1日3回建物内 1人又は2人 6,000円 3人以上 5,400円 1日3回建物内 1人又は2人 10,000円 3人以上	必要があって同時に複数の看護師等による訪問看護を実施した場看護師・准看護師の場合は週1日限り、その他職員の場合は週3 限度として所定額に算定します。(注2)	
	1日2回訪問 同一建物内 1人又は2人 4,500円 同一建物内 3人以上		
難病等複数回訪問加算	4,000円 1日3回以上の訪問 同一建物内 1人又は2人 8,000円 同一建物内	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者 (注3注4)、特別訪問看護指示書による訪問で必要に応じて1E 回または3回以上訪問看護を実施した場合に算定します。	

特別管理加算 (1月につき)	2,500円 (注4) 5,000円 (注5)	特別な管理を要する利用者に対して利用者から看護に対する意見を求 められた場合に対応できる体制や計画的な管理を実施できる体制にあ り、計画的な管理を行った場合に算定します。
退院時共同指導加算 (1回に限り※利用者の状態に応じ2回を限 度)	8,000円	退院・退所後に訪問看護を受けようとする利用者またはその家族に対し、退院・退所時に訪問看護ステーションの看護師等と入院(入所)施設の職員が退院後の指導を入院(入所)施設において共同で行い、その内容を文書で提供した場合に算定します。
特別管理指導加算	2,000円	退院後、特別な管理が必要な者に対して退院時共同指導を行った場合 に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。
退院支援指導加算 (1回に限り)	6,000円 長時間の場合 8,400円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者や特別管理加算の対象となる利用者に対して訪問看護ステーションと特別な関係にない病院から退院するにあたり、訪問看護ステーションの看護師等が退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定します。
在宅患者連携指導加算 (1月につき)	3,000円	訪問看護ステーションの看護師等が利用者の同意を得て、訪問診療を 実施している病院・歯科訪問診療を実施している病院・訪問薬剤管理 指導を実施している保険薬局と月2回以上文書等により情報共有を行 うとともに、その情報を踏まえて必要な指導を行った場合月1回に限 り算定します。
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 (1月につき2回)	2,000円	利用者の状態の変化や治療方針の変更に伴い、医師の求めにより開催 されたカンファレンスに看護師が参加して、共同で指導を行った場合 に月2回に限り算定します。
ターミナル療養費	25,000円	主治医の指示により、利用者の死亡日及び死亡日前14日以内の計15日間に2回以上ターミナルケアを利用者に対して行った場合に算定します。
遠隔地死亡診断補助加算	15,000円	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、 主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助 を行った場合に加算します。
専門管理加算 (1月につき)	2,500円	緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は指定研修機関において行われる研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月1回に限り加算します。
【利用者のご希望により契約された場合には下記	の料金が加算されます】	
24時間対応体制加算 (1月につき)	6,400円	利用者またはその家族等から、電話などにより看護に関する意見を求められた場合に緊急訪問できる体制にあり、利用者またはその家族等からその同意を得た場合算定します。
訪問看護情報提供療養費 (1月につき)	1,500円	利用者の同意を得て、利用者の居住地の市町村、保健所、精神保健センター等に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定します。

- 注1 長時間訪問を要する利用者とは、人工呼吸器を使用している状態に有る者、この状態以外で長時間訪問となった場合下記記載の料金が発生します。
- 注 2 この加算の対象となる利用者は末期の悪性腫瘍、神経難病等の厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書が出ている方、特別管理加算の対象者、暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる者で、利用者またはその家族が同意した者
- 注3 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病 関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ヤールの重症度分類がステージ3以上で生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限 る))、多系統萎縮症、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、後天性免疫不全症候群頚髄損傷、人工呼吸器を使用している状態、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症及び慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- 注4 腹膜灌流・血液透析・在宅酸素療法・中心静脈栄養法・経管栄養法・自己導尿陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者指導等の処置をされている方、 人工呼吸器装着者、ドレーンチューブを使用している方、人工肛門・人工膀胱を設置している方、点滴・注射を受けている方、真皮を越える褥瘡のある方(N PUAP分類Ⅲ度又はⅣ度、DESING分類D3、D4、又はD5)
- 注5 悪性腫瘍患者もしくは気管切開をされている方または気管カニューレ・留置カテーテルを使用している方

		いされる場合、以下の連絡先まで至急ご連絡ください。キャンセルの連 下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
キャンセル料	前々日の17時までのご連絡 の場合	キャンセル料は不要です。		
	前々日の17時までにご連絡 のない場合	利用料の30%を請求いたします。		
	前日の17時までにご連絡の ない場合	利用料の100%を請求いたします。		
※ ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。				
※ 利用者のご都合により、当日サービス提供時間を短縮された場合は、前日の17時までにご連絡のない場合に準じて、費用総額の100%を請求いたします。				

【長時間訪問看護サービス】 医療保険のサービス提供時間が2時間を超える場合は、別途料金がかかります。

9:00 ~ 18:00	30分毎	5,000円
18:00 ~ 22:00	30分毎	6,250円
22:00 ~ 6:00	30分毎	7,500円
6:00 ~ 9:00	30分毎	6,250円

【在宅末期医療総合診療料でお支払いの方】

医師と看護師で週4日以上の訪問が基本で医療機関からのみの請求となります。

ただし、週4日未満になった場合は医療機関・訪問看護ステーションそれぞれから医療保険での請求となります。